

令和8年度 建設コンサルタント業務等に係る入札契約制度等 の一部改定に関する説明会

令和8年7月17日

1. 建設工事関連委託における価格の公表時期等の変更について

(1) 価格公表時期の変更について

(2) 入札手続きについての変更点

1. (1) 価格公表時期の変更について

これまでは低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を事前公表としていたが、事業者の眞の技術力・経営力による競争を損ねかねないことを踏まえ、令和7年度に開催した奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会にて検討の結果、価格公表時期を以下のとおり改正。

(参考) 現行の価格の公表時期

	公表時期
予定価格	事前
低入札価格調査基準価格	事前
最低制限価格	事前



(参考) 改正後の価格の公表時期

	公表時期
予定価格	事前
低入札価格調査基準価格	<u>事後</u>
最低制限価格	<u>事後</u>

適用時期

令和8年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用

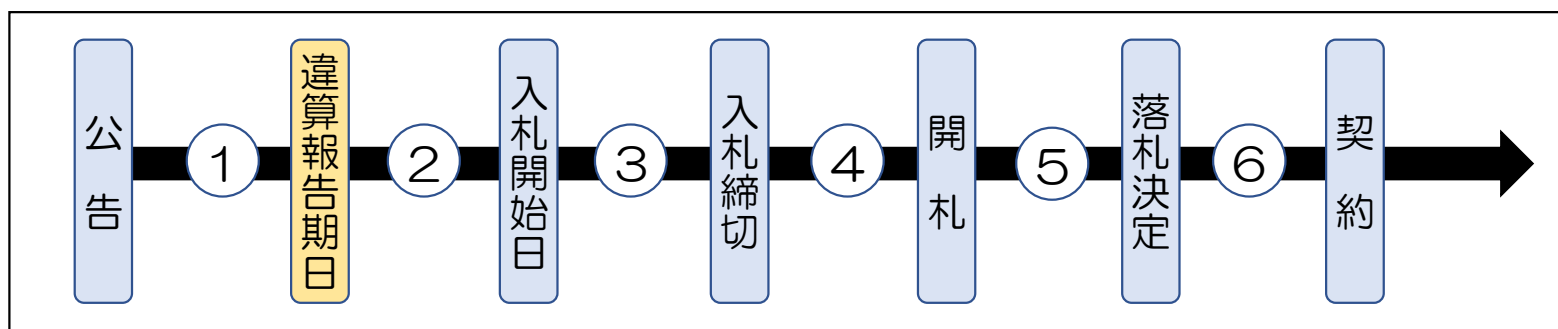
1. (2) 入札手続きについての変更点

積算に誤りがあった場合の対応

原則として、以下の方法により入札手続きを行う。

対象：令和8年8月1日以降に公告又は指名通知を行う委託業務

備考：違算の報告期日を設ける場合は、公告にその旨記載



①の時点で違算が判明した場合（総合評価落札方式のみ）

- ・ 予定価格を修正し、電子入札システム等で入札参加者に周知する。
（入札手続きは続行）

②以降の時点で違算が判明した場合（総合評価落札方式のみ）

- ・ 違算の事実は電子入札システム等で入札参加者に周知するが、公告に記載の予定価格や設計図書等の修正はしない。
- ・ 公告記載の予定価格で開札を行う。
- ・ 必要に応じて契約後に変更契約を行う。

※違算の内容や判明時期によっては、発注者が続行困難と判断し、入札を中止することがあります。
※施工体制確認型一般競争入札、指名競争入札において違算になった場合は、原則入札を中止します

業務委託費内訳書の提出時期

全ての委託案件について、入札時に内訳書の提出を求める

【現行】		【改正後】
発注方式	提出時期	提出時期
総合評価落札方式 (低入札価格調査制度)	入札時 (全応札者)	入札時 (全応札者)
施工体制確認型 (最低制限価格制度)	事後審査資料提出時 (落札候補者のみ)	<u>入札時</u> <u>(全応札者)</u>

【適用時期】

令和8年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用

1. (2) 入札手続きについての変更点

【参考】入札書提出時の内訳書添付について

入札書画面

④

①

内訳書 C:\添付資料\参考\内訳書.pdf

内訳書追加

C:\添付資料\参考\内訳書.pdf

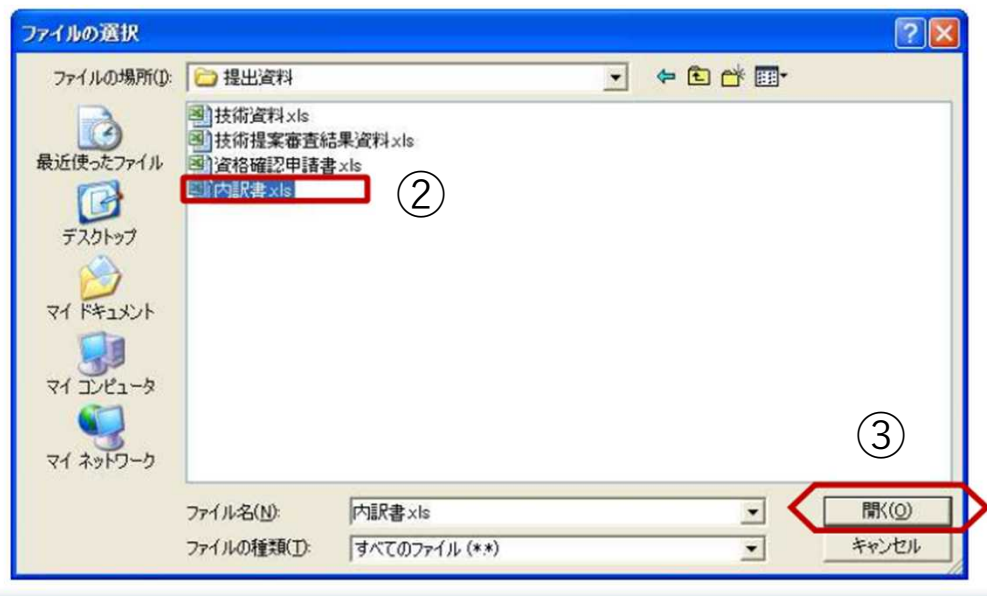
参照

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内で、1ファイルのみ添付可能です。
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

企業ID

2900000000000001

『ファイルの選択』ダイアログ



【内訳書提出方法】

- ① 「参照」 ボタンをクリック
- ② 『ファイルの選択』 ダイアログ
→添付する内訳書ファイルを選択
- ③ 【開く】 ボタンをクリック
- ④ 「内訳書追加」 ボタンを選択

2. 低入札価格調査制度の改定について

- (1) 低入札価格調査の書類提出期限について
- (2) 低入札価格調査の意向確認について
- (3) 低入札価格で契約する場合の要件について

2. (1) 低入札価格調査の書類提出期限について

【改定内容】

低入札価格調査に係る書類の**提出期限を開札日の「翌日の12時」から「3日後の16時」に延長**（※休日を含まずに3日後）

※休日の定義：奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日

	開札日	1日後			2日後		3日後
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火・ 祝日)	(水)
現行		● → 12:00 書類提出 期限					
改定		● →					16:00 書類提出期 限

適用時期

令和8年8月1日以降に公告を行う案件から適用

- 【現 行】 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は
低入札価格調査書類を提出

- 【変更後】 電子入札システムで入札書提出時に低入札価格調査を受
けるかどうか意向を選択

- 【適用日】 令和8年8月1日以降に公告を行う
総合評価落札方式の委託案件から適用

2. (2) 低入札価格調査の意向確認について

入札手続きにおける変更点（フロー図）

- ①入札金額が調査基準比較価格を下回った場合に低入札価格調査を受けるかどうかの意向を、**入札時にあらかじめ選択**
→「辞退する」が選択されていた場合は「失格」
→「調査を受ける（資料を提出する）」が選択されていた場合は②又は③へ
- ②入札時に「調査を受ける（資料を提出する）」を選択した場合でも、「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領」に規定する「**低入札価格調査辞退届（別記様式1）**」を提出（電子入札システムによる提出の場合は、押印不要）することで、調査を辞退することが可能（「失格」となります。）
- ③低入札価格調査を受ける場合は、低入札価格調査等の必要書類について、**開札日の3日後（奈良県の休日は含みません。）の16時までに建設産業課に提出**（期限までに必要書類もしくは辞退届の提出がされなかった場合は、失格となるほか入札参加停止措置を受けることがあります。）

「低入札価格調査辞退届（別記様式1）」

【奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領 別記様式1】

低入札価格調査辞退届

年 月 日

(発注機関の長) 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
印
(代表者印)

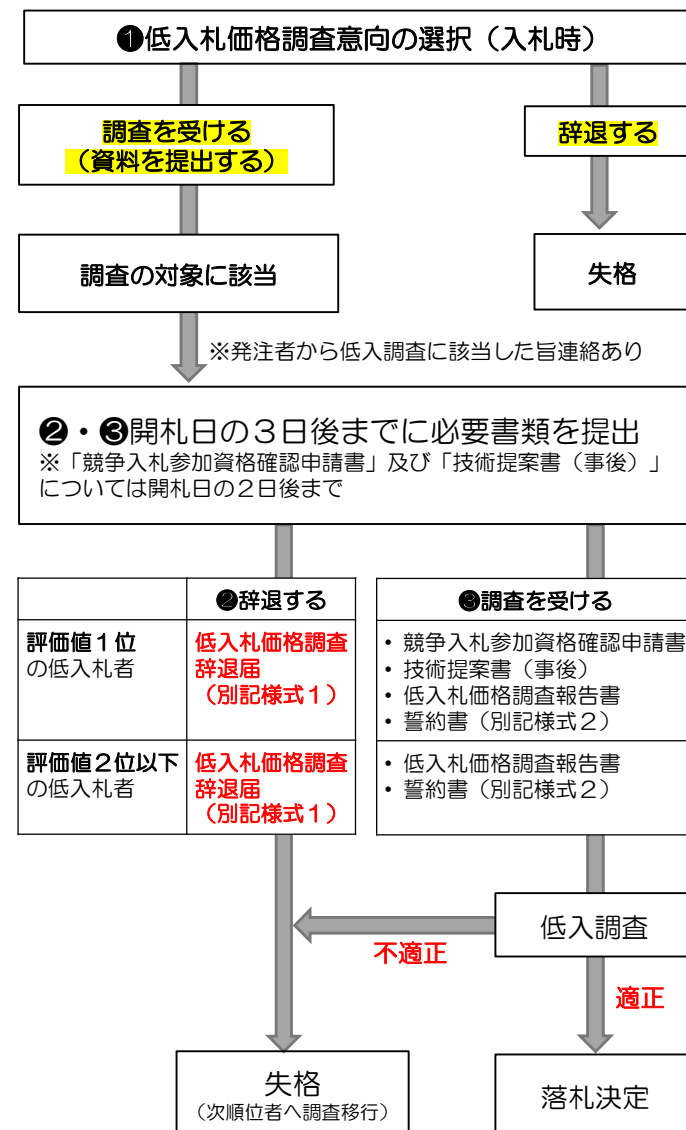
下記業務の低入札価格調査に係る書類の提出について、提出しないことを届け出ます。
この結果、低入札価格調査が中止となり、失格となることについても異存ありません。

記

業 務 名：
業 務 番 号：

※調査対象者が共同企業体の場合、「所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」欄は、共同企業体の代表者について記載し、「所在地」欄の上部に共同企業体名を明記して下さい。

調査基準比較価格を下回る入札（低入札）を行なった場合の受注者フロー



低入札価格調査の意向の選択について

入札書画面（電子入札システム）

14. (G)に対する専任補助者 姓 名

低入札価格調査の意向確認 ☒ 調査を受ける(資料を提出する) ☐ 辞退する

内訳書

※ 添付資料の送付可能サイズは2MB以内で、1ファイルのみ添付可能です。
尚、添付ファイルは、ウイルスチェックを最新版のチェックデータで行って下さい。

【低入札価格調査の意向確認】

- ① 低入札価格調査を希望する場合
→ 「調査を受ける（資料を提出する）」を選択
- ② 低入札価格調査を希望しない場合
→ 「辞退する」を選択

【改定内容】

低入札価格（調査基準比較価格を下回る価格）で契約する場合には、現行の要件に加えて、

『管理技術者（主任技術者）の専任配置』及び『業務実施状況報告』の要件を追加します。

※ 建設コンサルタント業務及び建築設計業務は、管理技術者。

測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務は、主任技術者。

適用時期 令和8年8月1日以降に公告を行う案件から適用

【現行の主な要件】

- 管理技術者（主任技術者）が業務の履行を継続するのに不相当と認められる場合は、技術者の交替等の請求措置。
- 管理技術者（主任技術者）は、現場作業時には現場に常駐しなければならない。
- 受注者と同程度の企業規模で奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する他の者の照査を受け成果品を納入しなければならない。
（ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外）
- 業務完了後、速やかに「業務完了後の実績対比調査（※要領 別紙5）」を調査職員へ提出。
（測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあたっては、監督職員）
※要領・・奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領
- 当該業務の委託業務等成績評定点が70点未満となった場合、当該業務の実績は競争入札に参加する者に必要な企業の元請け実績として認めない。

【管理技術者の専任配置】

● 調査対象者で受注者となった者（以下「受注者」という。）は、管理技術者を専任配置しなければならない。（測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあたっては、主任技術者を専任配置）

『別記様式 2』

【奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領 別記様式 2】

年 月 日

（発注者）
奈良県●●土木事務所長 ●●●● or 奈良県知事 山下 真 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印
（代表者印）

誓 約 書

●●業務委託を受託するにあたり、下記 1. の者を当該業務の管理技術者として配置し、契約締結日から業務完了日までの期間、本業務以外の業務に従事させないことを誓約します。
また、本誓約に反した際に発注者が講じる下記 2. の措置に対して、一切の異議申し立てを行いません。

記

- 管理技術者氏名（建設実績技術者 I D）
.
- 管理技術者の専任配置ができなくなった場合は、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づき入札参加停止措置等をとる場合があります。

※調査対象者が共同企業体の場合、「所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」欄は、共同企業体の代表者について記載し、「所在地」欄の上部に共同企業体名を明記して下さい。

『低入札価格調査を受ける旨を届出た
低入札価格者』

要領に示される『別記様式 2』誓約書を提出

■開札日の 3 日後（奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 32 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
は含まない。）の 16 時までに建設産業課へ提出

■専任配置とは、契約締結日から業務完了日までの期間、
本業務以外には従事しないこという。
（照査技術者としての業務であっても認めない）

※要領・・奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度
（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領

【業務実施状況報告】

- 受注者は、業務期間中、毎月、「業務実施状況 報告書類一覧（要領 別紙4）」に定める書類を調査職員に提出し、業務実施状況を報告しなければならない。
- また、調査職員は、必要に応じて受注者にヒアリングを行うことができる。
- （測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあたっては、監督職員）

『別紙4』

別紙4 業務実施状況 報告書類一覧	
様式番号	様式名
様式 4-1	業務実施状況報告書
様式番号	添付書類
任意様式	業務進捗表
任意様式(参考様式あり)	業務従事状況表
任意様式	労働基準法に基づく賃金台帳 (低入札価格調査報告書(様式 2-5)に記載の技術者全員分)
【書類作成上の注意事項】	
1. 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で受注者となったものは、業務期間中、毎月、業務実施状況を報告してください。	
2. 報告時期(例:毎月 1 日、毎月月末など)については、調査職員(測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務にあつては、監督職員)と協議のうえ、決定してください。	
3. 業務計画書、業務工程及び低入札価格調査報告書の内容と照合できる報告書としてください。	
4. 業務進捗表(任意様式)には、当月分の業務の進捗を示してください。業務工程と比較し、業務の進捗状況を確認できる書類としてください。	
5. 業務従事状況表(任意様式(参考様式あり))には、低入札価格調査報告書(様式 2-5)に記載の技術者全員分の当月分の業務従事状況を示してください。低入札価格調査報告書(様式 2-7)と比較し、各人の業務従事状況を確認できる書類としてください。	

受注者の報告内容は、

1. 業務進捗状況
2. 担当技術者等の業務従事状況
3. 労働基準法に基づく賃金台帳

■ 毎月の報告期日は、調査職員（監督職員）と受注者との協議により決定

3. 総合評価落札方式の改定について

（１）地域維持型の配点割合について

3. (1) 地域維持型の配点割合について

【改定内容】

- 管理技術者・担当技術者の県内業務実績及び企業の本店所在地の配点を拡大
- 担当技術者の技術者資格の配点を削除
- 管理技術者・担当技術者の同種業務又は類似業務実績の配点を縮小

評価項目				現行		
				管理	担当	照査
配置予定技術者の経験及び能力	業務執行技術力	資格・実績	技術者資格	3	3	2
			業務実績①	8	4	
			業務実績②	3	2	
	専門技術力	成績	技術者成績評価	Max 9		
	業務執行体制	手持ち業務量	手持ち業務量	0~-5	0~-9	
企業の経験及び能力	専門技術力	成績	企業成績評価	Max 13		
	地域精通度	本店所在地	本店所在地	3		

⇒

改定後		
管理	担当	照査
3		2
6	3	
5	3	
Max 9		
0~-5	0~-9	
Max 13		
6		

※ 業務実績①・・・過去10年間の同種又は類似業務の実績
業務実績②・・・過去10年間の当該地域の業務実績

適用時期

令和8年8月1日以降に公告を行う案件から適用